

宮城県の宿泊税条例の概要

1 制定理由

観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を導入しようとするもの。

2 主な制定の内容

①課税客体	宿泊行為
②課税標準	宿泊数
③納税義務者	宿泊者
④税率	【全県】1人1泊当たり300円 【仙台市内】県分100円・仙台市分200円
⑤免税点	1人1泊6,000円未満(素泊まり・税抜き料金)
⑥課税免除	i 教育課程内の教育活動(修学旅行等)及び部活動 ii 保育所及び認定こども園等における活動
⑦徴収方法	宿泊事業者を特別徴収義務者とした特別徴収
⑧申告・納入方法	原則、1か月ごと(特例として、一定要件※を満たす場合3か月ごと) ※年間納入額が360万円以下、滞納のないことなど
⑨特別徴収義務者交付金	特別徴収義務者に対して、申告納入された宿泊税額の一定割合(最大3.5%)を交付
⑩罰則	特別徴収義務者が証票の掲示義務や帳簿の記載義務等に違反した場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
⑪課税期間・見直し時期	課税期間は定めず制度開始当初は3年程度、その後は5年ごとに検証する

3 施行期日

規則で定める日(条例可決後から約1年後)